



山形大学人文学部
「連合山形寄付講座」

2020年度後期
「労働と生活」

第11回 (2020.12.21)

協同組合の意義、労働者自主 福祉運動の現状と課題

設 楽 正 ((一社) 山形県労福協 専務理事)

皆さんこんにちは。山形県労働者福祉協議会の設楽です。今日は3人で講義をさせていただきます。

9月以降の講座では、主に正規労働者、非正規労働者を取り巻く職場環境、賃金や労働条件などを中心に説明してきました。今日は、これまで説明してきた連合の活動から離れ、一般市民を含む労働者福祉活動と私たちが営んでいる事業を説明しますが、明年1月に東北労働金庫、こくみん共済coop、生活協同組合、等から協同組合について具体的説明を行なう予定です。そのため説明が重複しないよう、今日的に労働者を取り巻く労働環境の問題だとか、生活がし難い状況にもなっているの、このような観点から問題提起をさせていただきます。そして、皆さんがどう感じるかが、講義の大きな目的であります。決して回答が1つだけではないということをお話する上で、私たち労働者のための団体として、労働者福祉協議会が日常どういった活動をしているのか30分ほど説明します。その後、佐藤と柏倉からそれぞれ20分ずつ説明しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

私たちの団体は、「一般社団法人山形県労働者福祉協議会」が正式名称ですが、名称が長いので、講義中は略して「労福協」で説明させていただきます。

それでは、私から「労福協とは」の説明をします。

最初に私たち労福協がなぜさまざまな事業を行っているのか、その背景を説明します。「社会の現状」は、2000年以降、「自己責任」が強調されてきました。最近、「自助・共助・公助」という3つの「助」が社会的に広まっている中で、自己責任が偏重されるような、そういった社会に変化しており、その結果、生活保護世帯や困窮者が非常に増加しています。「自助・共助・公助」は、私たちの活動において、「公助・共助・自助」という順番になっていますが、菅首相は10月、国会での所信表明演説のなかで「自助・共助・公助」と話しました。記憶に残っている方もおられると思いますが、特に「自助・共助・公助」の順番は、単に順番を入れ替えただけではない、非常に大事な意味を持っており、労福協の設立目的と事業とも密接に関わる問題です。

その菅首相は、安倍前首相の経済政策「アベノミクス」を継承し経済政策を進めると話をしましたが、現在、日本経済がどのようになっているのか。

今、日本経済は新型コロナウイルス感染の影響を受け、かつてない非常に厳しい状況に陥っていることを皆さんもご存じだと思います。現在、全国の感染者は19万6千人、重症者590人、死者は2,870人を超えている状況です。また、県内においても感染者が徐々に増加しています。このようにコロナ感染が拡大傾向にあるなかで、今年度の日本の経済は、この春から消費が落ち込み、商品が売れない状況が続いており、戦後最悪の落ち込みになると想定されています。

しかし、一方、株価の日経平均は26,000円台にあり、なぜか株価だけは上昇しています。なぜ26,000円台で推移しているのか。これは安倍政権から菅政権に交代しても、財政出動や金融緩和が続くという強い期待感から、株価だけが経済の実態とは相反しながら高くなっている状況です。

アベノミクスの話に戻りますが、アベノミクスの問題点は一つに収斂されます。それは格差拡大です。安倍政権が非正規労働者から正規労働者への雇用形態を転換する、正規労働者を拡大する政策をアピールしてきました。実際、雇用転換がどこまで進んだのか。全国で雇用されている労働者は5,670万人。そのうち非正規労働者は約2,170万人おりますが、今や5人に2人が非正規労働者です。仕事においては同じ仕事を行なっても賃金や待遇に格差が生じ、低賃金であるため生活を営むうえで非常に厳しい状況に置かれています。そして、これまで安倍政権は、低賃金では購買力が低下してしまうことから、毎年春の春季生活闘争時に、政府が

経営側へ是非賃金を引き上げて欲しいということを訴えてきました。

それで正規労働者の賃金は引き上がり、労働条件も改善されてきていますが、非正規労働者は正規労働者との賃金格差が依然縮小していない現状にあります。非正規労働者は、県毎に地域別最低賃金を決める仕組みになっており、毎年賃金水準が引き上がっていますが、格差は一向に縮小していません。学生の皆さんは、アルバイトをされていると思いますが、これは皆さんの生活にも直結する問題であります。

アベノミクスは、大企業から中企業・小企業に、恩恵が滴り落ちるとというのがトリクルダウンの考えですが、結果的には、株価が上昇したことにより、大手の会社にとっては、保有している株の資産価値が高まり恩恵を受けましたが、県内は中小・零細企業が多く、またこれら会社で働く労働者に対する恩恵が行き渡らなかったことが今日的な問題です。

その結果、実際に給与所得は4人に1人が年収200万以下で生活し、2人以上の世帯においても貯蓄の残高が100万円未満という割合も全体の11%という状況になっています。

話は戻りますが、このような背景のなかで菅首相が強調したのは「自助・共助・公助」です。「自助」というのは、自分のことは自分でやりましょう、自分で自分を助けるという考え方です。これは、もともと防災関係で使われていた言葉です。災害があった時は、まず自分の命は自分で守りましょうということが、「自助」です。

「共助」は、自分のことはまず身を守ることができたなら、隣近所の方々の面倒を見ましょうという、ともに助け合うことです。

「公助」は、全体的に市町村、範囲が広がりますが、そのなかで困っている方がいれば、その人達のために手助けをしましょうということです。

これが「自助・共助・公助」の意味ですが、菅首相は、「自助」という言葉を最初に持ってきました。「自助」は、先ほど説明したとおり、自分の力だけでは成し遂げられないということ。自分の力だけでは、生活ができない人もいます。貯蓄をすることができない、低賃金で貯蓄をするまでには至らないということだとか、そういった大きな問題があるわけです。今、貧困が非常に如実になっており、一人親世帯では、子どもが6人に1人が貧困状態になっています。朝食をとることができない、学校に行ったときに給食だけを食べて、夕食もとることができないという状況が貧困です。この貧困は30年前、40年前には少なかったのですが、この10年間でこういった問題が出てきてしまったということです。

私たちの労働者福祉分野で使う「共助」は、地域での人との繋がりだとか、NPOの活動を意味していますが、似たような言葉で、少ない保険料を出し合いながらお互いが困っているときに手助けができるようにしましょうという「共済」があります。したがって、保険と共済というのは、同じ保障をするための制度ではあるわけですが、詳しいところは来年1月にそれぞれ説明をしていただきますが、私たち労働者のなかでは、そういう困っている仲間がおれば、少ないお金で皆を助けるとの考え、すなわち「1人は万人のために、万人は1人のために」ということが「共助」という意味にもつながります。

「公助」は、非常に弱い立場にいる方々に対して、税金で生活を支えるための生活保護をはじめ、いろんな福祉制度があるわけなんですけども、そういったことを支えるのがこの「公助」です。

菅首相はまず「自助」を最初に持ってきて、次に「共助」、「公助」という順序でやっていきたいと述べました。いわゆる自助を最初に持っていくというのは、要は小さな政府を作っていくという意味になります。言い換えれば、国民に対する公共サービスはこれまで通り提供するんじゃなく、「まず自分で出来ることは自分でやってください」と訴えました。私的には無責任だと思っているのは、「自助」を優先し「公助」を最後にもっていったことです。要は、政府だとか自治体の行政のサービスを最後に持つてくるということについて、こういった順序にした理由を詳しく説明をしなかったということ、また、こういうことを求めていくためには、菅首相は自分なりの社会像を持っているのですから、その社会像自体をしっかり国会の中で説明をしなかったことが大きな問題です。私たちの活動は、私たちが目指す社会ととして「自己責任を」ということを主導するのではなく、「支え合う」お互いが弱い立場にいる方々達が支え合う社会を作っていきましょうという考え方です。

労福協は、55年前に設立し、労働者福祉団体として、ここに記載している団体が加入しています。労福協は全国的な組織です。東京に中央の団体があって、47都道府県にそれぞれ地方の労働者福祉協議会が設置されています。私たち山形県労福協は、真ん中の地方労福協に位置付けられており、その他に各地域に地区労福協と

いう組織を配置しています。

労福協は全国組織ですので、スケールメリットを発揮できる強みがあります。あわせて、私たちの活動は、協同事業をやっていくための団体を組織化することと、社会保障制度の確立・拡充を実現していくことを目標にしています。

私たちの目指すところは、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」であり、今日的には格差と貧困という問題に対し、格差を可能なかぎり縮小し、貧困状態にある方々を1人でも多く手助けをしていくというのが大きな使命です。

労福協は、労働組合や労働者福祉団体、生協などが緩やかにつながる組織で、多数の人材や潤沢な資産を持っているわけではありませんが、さまざまな組織の結節点として活動を展開しています。

労福協のシンボルマークは、今説明をしたような活動内容から、「人」をアレンジしたデザインで、人とひととの輪を表したマークになっています。

活動について少々触れていきます。全国に所在する労福協は、シニア支援、相談活動からスポーツ、文化・ゆとり、など幅広い活動を行なっています。主な活動は、後ほど佐藤と柏倉の両名から説明させていただきます。私からは、このような活動をやっているんだということだけご紹介させていただきます。

労福協が重点課題としてこれまで取り組んできた活動をまとめました。

1つは、クレジット、サラ金の問題で、クレ・サラの高金利引き下げる活動を展開してきました。2015年からは奨学金制度の改善を目指した取り組みを進めています。奨学金の関係はこの後、詳しく説明します。

次に県内で実施している事業を説明します。

大きく1～3に事業を記載しました。1. (1)のくらしの相談活動と(2)の顧問弁護士による相談対応については、柏倉が説明します。くらしの講座・セミナーの開催では、ライフプランという言葉を多くの皆さんが知っているのではないのでしょうか。学校を卒業し社会に出て、会社へ就職する。そして何十年後に退職した後、年金をもとに暮らすわけですが、こういった一生の生活をちゃんと計画的に、時々イベントに合わせて、どの程度の資金が必要になるのかを自覚し将来の生活に備えていただくことを目的に開催しているのがライフプランセミナーで、このようなセミナーを各地区で開催しています。今年も開催に向け準備を進めてきましたが、コロナウイルス感染の影響で開催を見送りました。

その他、4.の調査・研究活動では、連合山形のシンクタンクである山形県経済社会研究所から労働者福祉政策を上げるため助言等をいただいています。こちらは大学の先生から、幅広い知恵をいただきながら、事業を活性化するためのアイデアなどを頂いています。次に(3)の勤労者体育祭県大会は、1大イベントです。毎年開催し、これまで72回開催してきました。今年度はコロナウイルス感染の影響で開催を見送りました。昨年は天童市の県総合運動場で、軟式野球、ソフトボール、卓球などの大会を開催しました。これも勤労者の体力の維持向上、親睦を図ることを目的に、地区大会の予選を通過した方たちが県大会に出場し、優勝したチームには、県知事杯を贈呈しています。地区大会を含むトータルの出場者数は2,380人です。その他9月のチャリティーゴルフ大会では、チャリティー金を募集し、障がい者の皆さん方の社会進出、福祉施設の環境整備に活用していただくために、出場者から善意を集約しています。今年、9月19日、河北町のニューブラッサムガーデンクラブで大会を開催し、トータルで930,546円を集約しました。そして、山形市の発達支援研究センターにチャリティー金を贈呈しました。

説明の最後になりますが、労福協は、労働者福祉、それから市民の皆さんが生活しやすい環境を作るために、山形県に対する要望活動を実施しています。今年11月12日、県の来年度の予算と感染が続くコロナウイルスの関係で2つ要望書を手交しました。内容の概要は記載の通りですので、後ほど見ていただきたいと思います。

私からの説明は一旦ここで終了させていただいて、この後柏倉から説明をしていただきます。

それではよろしくお願ひします。

こんにちは。「Ⅲ. くらしの相談活動」について説明をさせていただきます。柏倉と申します。よろしくお願ひいたします。

最初に「くらしの相談活動」を行っている生活あんしんネットやまがたが設立された経緯を説明します。ま

ずは、2005年、連合、中央労福協、労金協会、全労済の4団体がNPO諸団体とも連携し、全国の都道府県における地域を拠点としたワンストップサービスの実現に向けた体制作りを進めることに合意しました。その後、「各都道府県において、可能な限り速やかに、具体化のための検討を進めていくように」との通達があり、それを受けて2006年に山形県労福協でも検討委員会が開始しました。そして2008年、山形県労福協が公益法人化されました。また、この2008年の情勢としては、リーマンショックによる経済低迷、非正規労働者の増加、貧困層の増大、また、自殺者が9年連続3万人突破、山形県においては300人を突破するという不安定な状況にありました。ワンストップであらゆる相談を受け付けることのできる窓口の必要が見えてきた時代背景がありました。そのようななか2009年、生活あんしんネットやまがた事業が開始されました。生活あんしんネットやまがた事業の主な事業内容は、「なんでも相談」、「無料職業紹介」、「くらしの講座」この3つの柱からなっています。今回はこの中のくらしの相談活動である「なんでも相談」について詳しく説明していきたいと思います。

「生活なんでも相談」は、各種相談に対して労福協加盟団体や行政機関、NPO団体などと連携しながら、解決の糸口を相談者と一緒に見出していく相談窓口です。相談時間は平日の10時から4時までとなっており、フリーダイヤル2回線で電話相談、来所による相談を受け付けています。現在相談員3人で対応しています。主な相談の種類と件数です。このグラフは、昨年度の集計です。平均すると年間450件ぐらいの相談を受けています。1番右にある「その他」を除くと、昨年度もっとも多かったのが、「家庭問題」に関する相談でした。次いで「法律相談」、そして「労働問題」、この3つがとても多く、また、その隣にある「心の悩み」に関する相談も含めて、この4種類が例年最も多い相談の項目になっています。

この特に多い相談項目についてさらに詳しく相談内容をまとめてみました。「家庭問題」に関しては、兄弟や夫婦、また親子間などの不仲についての相談。また、家庭内や親族間での暴力や嫌がらせに関する相談。また、家族に対する心配の声などといった相談が寄せられています。また、真ん中にあります「法律相談」では、相続に関する相談、多重債務に苦しんでいる、もしくは貸したお金が返ってこないなど借金に関する相談、そして離婚に関する相談などが寄せられています。「労働問題」に関しては、上司や同僚から受けるモラハラや、コロナで契約が解除になるなど、解雇に関する相談。あとは長時間、もしくは重労働を強いられるといった過労に関する相談などが寄せられています。また、「心の悩み」に関する相談も少なくありません。そして、さらに最近とても多いのが、「寄り添い」にあたる相談です。先程あったグラフの1番右の「その他」に分類されているのが、この「寄り添い」相談になります。例えば、ペットを亡くして悲しいとか、思い出すと怒りが収まらないことがあるとか、体調が良くなって不安だなど、ただ話を聞いて欲しいという内容や、気持ちに寄り添って欲しいというような内容の相談がここに当たります。身近な人には話しにくいけど、こういう窓口だと話しやすく、ということで相談の電話を下さる方も多くいらっしゃいます。

次に具体的にどのようにして相談の対応を行っているかいくつか例を挙げてみたいと思います。

事例1は労働問題の相談の事例です。相談内容は、相談者の夫が60歳の退職目前。しかし会社が急に方針を変えて、60歳の退職では退職金が出ないことになったということでした。再雇用で65歳まで働けば退職金が出るが再雇用だと月収が激減するため再雇用は考えていない、ということで、このような状況のなかで会社を訴えることはできるでしょうかという相談でした。対応として、退職金は、事業所の裁量によるもので支払いが無いからといって違法にはならないですということを説明しまして、連合山形と連携しました。連合山形から相談者の方に、これまで会社が退職金を支払ってきたという連続性があるなら訴えられるかもしれないということと、また同じ境遇の人が結束して団体で会社に相談してはどうだろうという助言がありました。相談者の方は、退職金についてまず情報収集から始めてみますということで相談終了となりました。

次に事例2ですが、これは借金に関する相談です。相談内容は、相談者の夫が入院して仕事復帰の目途が立たないが、夫と相談者それぞれの名義で借金が複数個所あり困っているということでした。夫は将来飲食店を開業するという夢があるので、万が一自己破産したら夢が断たれるのではないかと。だから自己破産は避けたいという相談でした。対応としては、夫の復帰の目途が立たないのであれば、ここで自己破産して再スタートというのも1つの決断ではないでしょうかということ。あとは東北労金で債務の一本化が可能なら、月々の返済額を減らすことができるかもしれないということをお伝えしました。そこで東北労金と連携し、結果、相談者の方はまず自分名義の借金のみ、東北労金で借り換えの相談をすることになりました。このように各団体と連携しながら相談を受けています。

また、専門家による対応が必要な相談は、私どもの顧問弁護士と連携し相談に対応しています。顧問弁護士は2人の弁護士が請け負って下さっています。昨年2019年度は、弁護士との面談相談に繋いだ件が3件、また弁護士からのアドバイスを受けて相談に回答した件が3件ありました。今年度も4月から11月の段階で弁護士との面談に繋いだ相談が3件、弁護士からのアドバイスを受けて回答した件が5件あります。

事例3は、弁護士に繋いだ事例になります。相談者の方の家族構成は、御主人と相談者である奥様、そして御主人の前の奥様との間のお子さんといった家族構成になっていました。相談者の方に実子はなく、前妻の子どもとは養子縁組していないということです。御主人が病床にある、しかし前妻の子は夫の見舞いにも来ないということで、とても心を痛めていらっしゃる、そのため前妻の子に遺産を残したくない。せめて自分の遺産だけは甥に譲りたい。そこで遺言書を書こうと思うがどうすればいいかという相談でした。対応は、手書きの遺言書でも法務局で預ってくれるが、内容が法的に無効なものだったら意味が無いので、公証役場に行って相談することをお勧めしました。相談者は、1人では難しいので弁護士に相談に乗ってほしいということでしたので、顧問弁護士と連携し弁護士との面談相談へと繋げました。結果、弁護士から相談者へ公証役場で公正証書遺言を残すほうが間違いがないという旨の説明がありました。本人の希望で、遺言作成から公証役場の手続きまで弁護士が全てサポートするというので、顧問弁護士にその後の手続きも引き続き請け負っていただくことになりました。このような流れで、専門家の助けが必要な相談は、弁護士との面談へと繋いでいます。

以上が「くらしの相談活動」の内容になります。相談者の方には、複数の問題を抱えて、本当に困っていらっしゃる方も少なくありません。そういった方々が、いろいろな窓口にとらいまわしになることで疲れ果ててしまうということもあると思います。各種団体と協力して連携を図り、1つの窓口でいろいろな種類の相談を受けられるということで、相談者の方の負担の軽減にも繋がるのではないかと考えています。生活のなかで、さまざま悩みは尽きないと思います。皆様もこういう窓口があるんだということを頭の片隅に置いていただいて、ちょっとした不安から、または行き詰った悩みまで何かありましたらお電話下さい。以上です、ありがとうございました。

佐藤と申します。ここからは私のほうで説明いたします。よろしく申し上げます。

はじめに「Ⅳ. 総合的就業・生活支援事業」についてです。この事業は山形県からの委託事業です。離職を余儀なくされた求職者等の生活の安定及び再就職の促進を図ることを目的に、「山形県求職者総合支援センター」という相談機関を運営しています。また「トータル・ジョブサポート」の構成員として、関係機関と連携し就労支援を実施しています。

まずは「山形県求職者総合支援センター」についてより詳しく説明します。当センターは2009年4月に開設しました。開設の背景には、2008年にリーマンショックという世界的な出来事があり、非正規労働者を中心に雇用調整が行われ、年末には「年越し派遣村」が設置されるなど、住まいと生活に困窮した方々が増えました。そこで山形県では、求職者の方々の生活と住まいの支援強化として、ハローワークの中にこの相談窓口を開設しました。県庁や市役所の中ではなくハローワークの中に設置したという点が、ひとつ大きなポイントかと思っています。失業者が増え、ハローワークに仕事を探す方々がものすごく溢れました。今で言えば密という状況かもしれませんが、ハローワークで求人検索するのに2時間待ちという状況でした。そのような求職者が集まるハローワークの中に、この相談窓口を開設したことによって「仕事探しに来たついでに生活の相談もしていこうかな」という気軽さや、各相談機関の横の連携もスムーズにできる体制が出来ました。所在地は山形駅西側の山形テルサ1階にあるハローワークプラザやまがたの一角にあります。開所時間は平日9時30分から18時と土曜10時から17時です。相談方法は、面談相談、フリーダイヤルによる電話相談、それから定期的に県内8か所で面談形式での出張相談会を開催しております。このフリーダイヤルで相談できるというのも魅力的かと思っています。先ほど説明した生活あんしんネットやまがたもフリーダイヤルですが、フリーダイヤルでの電話相談というのは珍しいと思います。行政が設置している相談窓口のほとんどは一般回線ですので、通話料が相談者の負担になります。仕事を失い経済的に困窮している方々が相談されるわけですので、フリーダイヤルというのはすごく画期的だと思っています。

相談件数は年間400~600件。相談内容は、大きく分けて、住まい、生活、就労、能力開発の4つです。開設当初、つまりリーマンショック後は、住まい、生活に関する相談が多くありましたが、最近はこれら以外のそ

の他の相談も増えています。例えば、労働問題や人間関係の悩みということで、失業後に当センターに相談頂きながら晴れて再就職できましたが、再就職先での同僚や上司との人間関係に悩んでいるとか、再就職先の労働環境についてなど、再就職後も寄り添って様々な支援をしているような状況になっています。

続いて「トータル・ジョブサポート」について説明します。正式名称は「山形県・ハローワーク共同就職支援センター」といい、その名の通り、山形県と国が一体的に共同で就職支援を行う事業です。山形県が開設した「山形県求職者総合支援センター」「山形県若者就職支援センター」「若者サポートステーション」と、国の「ハローワーク」が一体的に事業を行い、それぞれの強みを活かしたワンストップの相談窓口を目指しています。2013年7月に県求職者総合支援センターと同じハローワークプラザやまがた内に開設し、現在は県内4か所に開設しています。

次に「V. 生活困窮者家計改善業務」について説明します。こちらも県の委託事業です。この事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題・悩みのある方に対して家計再建に向けた支援計画を作成し必要に応じた支援に繋げていく事業です。具体的には、家計計画票やキャッシュフロー表を作成して家計改善に向けた助言や、多重債務を抱えていたら債務整理に向けた支援、税金滞納があれば分納手続きの相談のために税務課への同行など、ケースバイケースで対応しています。事業開始は同法が施行された翌年の2016年から委託を受け実施しています。対象地域は、県委託事業のため、県内35市町村のうち13市を除く22全町村です。

参考までに、生活困窮者自立支援法について説明します。セーフティネットという言葉を知っていますか？以前は社会保険制度などの第1のセーフティネットからこぼれ落ちると、いきなり第3のセーフティネットの生活保護制度まで至ってしまい、なかなか生活保護から這い上がることが難しいという課題がありました。そこで、これらの間に第2のセーフティネットとして「求職者支援制度」や「生活困窮者自立支援制度」を法制化し、真ん中からもう1回ジャンプアップして自立を目指すことが可能になりました。生活困窮者自立支援制度には6つの事業があり、私たちが受託している家計改善支援事業のほか、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業などがあります。それぞれ地方自治体が直営で運営している所もありますが、多くは社会福祉協議会やNPO団体などに委託しております。厚生労働省のホームページから全国の状況が確認できると思いますので、興味のある方はお調べください。

先日、今年は新型コロナウイルスの影響から生活困窮の相談がかなり増えているとの報道がありました。調べてみると、自立相談支援事業の今年4～9月の相談件数は約39.2万件で前年同期の3倍以上でした。また、住居確保給付金の今年の4～10月の支給件数は約11万件でした。コロナ禍による要件緩和により前年度と単純比較は出来ませんが、前年度は1年間で4千件でした。

次に「VI. 労働教育支援事業」について説明します。この事業は、これから社会人となる県内の高校生や専門学校生などに、これだけは知っておきたい基本的な労働関係制度の周知や、もしトラブルに巻き込まれた際の相談窓口の周知を行うことにより、働くうえで困った時の対応や早期離職の防止を図ることを目的にしています。2012年度から開始して9年目の取り組みになります。

事業の柱は2つです。ひとつは、労働関係制度を簡単にわかりやすくコンパクトにまとめた「労働ハンドブック」の配布です。今日皆さんにもハンドブックをお配りしていますので見て頂ければ分かりますが、本当に基本的な部分しか載せていません。例えば「最低賃金という制度があって一時間あたりの最低ラインが法律で決まっているんだよ。それは都道府県別に定められているから山形と仙台では金額が違うよ」ということや「労働時間には1日8時間、週40時間という上限があるんだよ。それを超えたら割増賃金が発生するんだよ」「年次有給休暇という条件を満たせば休んでも給料が出る制度があるんだよ」という、これだけは知ってほしいということを掲載しています。また、裏面のQRコードからデータ版の閲覧・ダウンロードも可能です。配布対象は山形県内の高校3年生や短大や専門学校の卒業予定者など、合計約11,000部を約80校に配布しています。高校3年生については、就職希望者はもちろんのこと、進学後のアルバイトでも大いに関わってくるので進学希望者も含めた3年生全員への配布をお願いしています。

もうひとつの柱は「出前講座」の実施です。依頼のあった高校などに出向き、このハンドブックを教材にして、事例も交えながら講座をしています。高校では卒業直前の2月、自由登校期間の登校日に合わせた実施依頼が多くあります。昨年度は11校で実施し約800名が受講しています。今年度はコロナで実施が危ぶまれました

たが昨年度より多い14校で実施を予定しています。継続した活動が認知され信頼に繋がっているのかなと自負しており頑張っていこうと思っています。

最後に「Ⅶ. 奨学金制度の改善運動」について説明します。私達はこれまでも、その時々課題を、全国の仲間と共に課題改善に取り組んできました。その直近の大きな取り組みがこの奨学金制度の改善運動です。全国的に活動を開始したのが2015年です。皆さんの中にも奨学金を利用して山形大学で学ばれている方が多くいると思いますが、当時の調査で大学生の2人に1人が何かしら(日本学生支援機構、地方自治体、大学など)の奨学金を頼らなければ進学できず、その返済が卒業後の大きな負担となっていることが社会問題になっていました。それから様々な運動を展開し、例えば、署名運動では全国から304万筆を集約し総理官邸に提出したほか、アンケート調査を2度実施し、その調査結果を基に衆議院文部科学委員会の参考人質疑で意見陳述も行いました。また、労働金庫では低利な奨学金借換え融資制度を新設し、返済中の方の負担軽減に取り組んでいます。それから全国一斉相談会も2018年から実施し、今年は山形県内では8件の相談がありました。

これらの運動の成果としまして、1歩ずつ着実に前進しています。2017年に改正日本学生支援機構法が成立し、給付型奨学金制度が創設されました。それまでは、日本学生支援機構では貸与型奨学金のみでした。世界的には奨学金＝給付型が主流の考え方で「なぜ日本では貸与型なのに奨学金と呼んでいるのか。それはローンだ」とも言われていましたが、ようやく運動が実を結び、給付型奨学金が創設しました。世論を巻き込み、国を動かし、今まで貸与型しか無かった壁に給付型の風穴を開けたわけですが、制度開始時の対象者は極めて限定的で、給付金額も少額で、結局貸与型を併用するケースがほとんどだと聞いています。多くの課題が残りましたが、それでも1歩前進した成果は大きく、その1歩をもっともっと拡大していこう、開けた風穴をもっともっと拡げていこうと、その後も運動を継続し、2019年の大学等修学支援法の成立に結び付けました。今年4月から同法が施行されています。

それでも、まだまだ課題が山積しておりますので、4つのスローガンを掲げて、今後も改善運動を継続していきます。「① 貸与から給付へ」。大学等修学支援法も、真に必要な低所得者に限定されており、全体の少数しか支援を受けられません。私達のアンケート調査では、いわゆる中間所得層にとってもお子さんの教育費の負担や奨学金返済の負担比率が大きいとの結果が出ていますので、支援対象者の拡充を目指していきます。「② 有利子から無利子へ」。奨学金に利子が付くこと自体おかしく、まさにローンと同じだと思いますので、無利子への流れを加速させていきます。「③ 無理のない返済制度へ」。すでに返済中の方の負担軽減や救済制度が不十分ですので、その改善と拡充を求めていきます。「④ 教育費負担の軽減へ」。皆さんも実感しているかもしれませんが、そもそも大学授業料が高いと思っています。大学授業料の引き上げに歯止めをかけ、高騰した大学等の授業料等の引き下げを可能にする環境を整えるため、国立大学法人運営費交付金や私学助成の拡充を求めていきます。

最後に皆さんに紹介とお願いです。労福協では「あなたの声を聞かせてください」と題して、奨学金に関する様々な意見を募集しています。当事者が声をあげることが制度設計には大変重要でありパワーになります。皆さんのような、今は在学中で今後返済が開始する方々の声も吸い上げていきたいと考えています。当事者の声を反映したより良い制度に変えていくためにも、ご意見を投稿してください。

ご清聴ありがとうございました。